鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

るものとする。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県環境影響評価条例施行規則(平成11年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

ప 。				
改 正 後	改 正 前			
目次	目次			
第1章 略	第1章 略			
第2章 配慮書(第3条の2―第3条の7)				
<u>第3章</u> 方法書(<u>第3条の8</u> —第9条)	<u>第2章</u> 方法書(<u>第4条</u> —第9条)			
<u>第4章</u> 準備書(<u>第9条の2</u> —第20条)	<u>第3章</u> 準備書(<u>第10条</u> —第20条)			
<u>第5章</u> 略	<u>第4章</u> 略			
<u>第6章</u> 略	<u>第5章</u> 略			
<u>第7章</u> 略	<u>第6章</u> 略			
<u>第8章</u> 略	<u>第7章</u> 略			
<u>第9章</u> 略	<u>第8章</u> 略			
附則	附則			
(対象事業)	(対象事業)			
第3条 略	第3条 略			
第2章 配慮書				
(配慮書の送付)				
第3条の2 条例第4条の4の規定による配慮書及び				
要約書(以下「配慮書等」という。) の送付は、環				
境影響評価配慮書送付書 (様式第1号) により行う				
<u>ものとする。</u>				
2 条例第4条の4の規定により知事に送付する配慮				
書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に				
送付する配慮書等の部数は5部とする。ただし、知				
事又は当該市町村長は、必要があると認めるとき				
は、送付を受ける配慮書等の部数を変更することが				
<u>できる。</u>				
3 知事及び市町村長は、前項ただし書の規定により				
送付を受ける配慮書等の部数を変更したときは、事				
業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知す				

(配慮書についての公告)

- 第3条の3
 条例第4条の5の規則で定める事項は、

 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 事業実施想定区域
 - (4) 条例第4条の4に規定する地域
 - (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見 を書面により提出することができる旨並びにその 提出期限及び提出先その他意見の提出に関し必要 な事項
 - (7) その他参考となる事項
- 2 条例第4条の5の規定による公告は、鳥取県公報 に掲載して行うものとする。この場合において、事 業者は、条例第4条の4に規定する地域を管轄する 市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載 する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、配慮 書等を縦覧する旨を周知するものとする。

(配慮書の縦覧及び公表)

- 第3条の4 条例第4条の5の規定による配慮書等の 縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集 しやすい場所で行うものとする。
 - (1) 事業者の事務所
 - (2) 県庁舎その他の県の施設
 - (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市 町村の庁舎その他の市町村の施設
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設
- 2 条例第4条の5の規定による配慮書等の公表は、 次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うもの とする。
 - (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
 - (2) 県のウェブサイトへの掲載
 - (3) 条例第4条の4に規定する地域を管轄する市 町村のウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

- 第3条の5
 条例第4条の6第1項の意見書には、次

 に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及

び主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出に係る対象事業の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意 見
- 2 前項第3号の意見には、意見の理由を併せて記載 するものとする。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第3条の6 条例第4条の7の規定による書類の送付 は、住民意見概要書送付書(様式第1号の2)によ り行うものとする。

(配慮書についての知事の意見を述べる期間)

- 第3条の7 条例第4条の8第1項の規則で定める期 間は、2月とする。ただし、同項の意見を述べるた め実地の調査を行う必要がある場合において、積雪 その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の 調査が困難であるときは、3月を超えない範囲内に おいて知事が定める期間とする。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めた ときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理 由を通知するものとする。

第3章 方法書

(方法書の記載事項)

- 第3条の8 条例第5条第8号の規則で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 条例第4条の6第1項の意見の概要及び当該 意見についての事業者の見解
 - (2) 対象事業が実施されるべき区域その他の技術 指針で定める事項を決定する過程における環境の 保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(方法書の送付)

- 第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書 第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書 (以下「方法書等」という。) の送付は、環境影響 評価方法書送付書(様式第1号の3)により行うも のとする。
- 2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第6 2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する 条の規定による方法書等の送付について準用する。 この場合において、第3条の2第2項中「同条に規 定する市町村長」とあるのは、「条例第6条に規定 する市町村長」と読み替えるものとする。

第2章 方法書

(方法書の送付)

- (以下「方法書等」という。) の送付は、環境影響 評価方法書送付書(様式第1号)により行うものと
- 方法書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村 長に送付する方法書等の部数は5部とする。ただ し、知事又は当該市町村長は、必要があると認める ときは、送付を受ける方法書等の部数を変更するこ とができる。

(方法書についての公告)

- 第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げ 第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げ るとおりとする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 条例第6条に規定する地域

 $(5)\sim(7)$ 略

よる公告について準用する。この場合において、同 は、「条例第6条に規定する地域」と読み替えるも のとする。

(方法書の縦覧及び公表)

第6条 第3条の4の規定は、条例第7条の規定によ 第6条 条例第7条の規定による方法書等の縦覧は、 る方法書等の縦覧及び公表について準用する。この 場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項 場所で行うものとする。 第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とある のは、「条例第6条に規定する地域」と読み替える ものとする。

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第7条の2第2 2 第5条第2項の規定は、条例第7条の2第2項の 項の規定による公告について準用する。この場合に おいて、第3条の3第2項中「条例第4条の4に規 定する地域」とあるのは、「条例第6条に規定する 地域」と読み替えるものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第7条 第3条の5の規定は、条例第8条第1項の意 第7条 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる 見書について準用する。

(方法書についての公告)

- るとおりとする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲である と認められる地域
 - (5)~(7) 略
- 2 第3条の3第2項の規定は、条例第7条の規定に 2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲 載して行うものとする。この場合において、事業者 項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるの は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村 の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日 刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書等を 縦覧する旨を周知するものとする。

(方法書の縦覧及び公表)

- 次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい
- (1) 事業者の事務所
- (2) 県庁舎その他の県の施設
- (3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町 村の庁舎その他の市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用で きる施設
- 2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に 掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとす る。
 - (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
 - (2) 県のウェブサイトへの掲載
 - (3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町 村のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 略

規定による公告について準用する。

(方法書についての意見書の提出)

- 事項を記載するものとする。
- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人そ

の他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出に係る対象事業の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意 見
- 2 前項第3号の意見には、意見の理由を併せて記載 するものとする。

(方法書についての知事の意見を述べる期間)

第9条 略

2 第3条の7第2項の規定は、前項ただし書の規定 | 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めた により期間を定めた場合について準用する。

第4章 準備書

(準備書の記載事項)

第9条の2 条例第13条第9号の規則で定める事項 は、第3条の8各号に掲げる事項とする。

(準備書の送付)

第10条 略

用する。この場合において、第3条の2第2項中 町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告)

第11条 略

2 第3条の3第2項の規定は、条例第15条の規定に 2 第5条第2項の規定は、条例第15条の規定による 項中「条例第4条の4に規定する地域」とあるの は、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧及び公表)

第12条 第3条の4の規定は、条例第15条の規定によ 第12条 第6条の規定は、条例第15条の規定による準 る準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用す る。この場合において、第3条の4第1項第3号及 域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものと する。

(準備書説明会の開催についての公告)

第15条 略

(方法書についての知事の意見を述べる期間)

第9条 略

ときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理 由を通知するものとする。

第3章 準備書

(準備書の送付)

第10条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第14 2 第4条第2項の規定は、条例第14条の規定により 条の規定による準備書及び要約書の送付について準 送付する準備書及び要約書の部数について準用す る。この場合において、同項中「同条に規定する市 「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市 町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替え るものとする。

(準備書についての公告)

第11条 略

よる公告について準用する。この場合において、同 公告について準用する。この場合において、同項中 「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係 地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧及び公表)

備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。 この場合において、第6条第1項第3号及び第2項 び第2項第3号中「条例第4条の4に規定する地| 第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるの は、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催についての公告)

第15条 略

規定による公告について準用する。この場合においしによる公告について準用する。この場合において、 て、第3条の3第2項中「条例第4条の4に規定す る地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるも るのは、「関係地域」と読み替えるものとする。 のとする。

(準備書についての意見書の提出)

見書について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

意見概要書送付書<u>(様式第1号の2)</u>により行うも のとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第19条 略

により期間を定めた場合について準用する。

第5章 評価書

(評価書の送付)

第21条 略

町村長」と読み替えるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第24条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第23 2 第4条第2項の規定は、条例第23条第3項の規定 条第3項の規定による評価書及び要約書の送付につ いて準用する。この場合において、第3条の2第2 係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告)

第26条 略

2 <u>第3条の3第2項</u>の規定は、条例第25条の規定に 2 <u>第5条第2項</u>の規定は、条例第25条の規定による 項中「条例<u>第4条の4</u>に規定する地域」とあるの は、「関係地域」と読み替えるものとする。

|2 第3条の3第2項の規定は、条例第16条第2項の|2 第5条第2項の規定は、条例第16条第2項の規定 第5条第2項中「条例第6条に規定する地域」とあ

(準備書についての意見書の提出)

第17条 第3条の5の規定は、条例第17条第1項の意 第17条 第7条の規定は、条例第17条第1項の意見書 について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 条例第18条の規定による書類の送付は、住民 第18条 条例第18条の規定による書類の送付は、住民 意見概要書送付書(様式第2号)により行うものと する。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第19条 略

2 第3条の7第2項の規定は、前項ただし書の規定 2 第9条第2項の規定は、前項ただし書の規定によ り期間を定めた場合について準用する。

第4章 評価書

(評価書の送付)

第21条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第21 2 第4条第2項の規定は、条例第21条の規定により 条の規定<u>による</u>評価書及び要約書の<u>送付</u>について準 <u>送付する</u>評価書及び要約書の<u>部数</u>について準用す 用する。この場合において、第3条の2第2項中 る。この場合において、同項中「同条に規定する市 「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市 町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替え るものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第24条 略

により送付する評価書及び要約書の部数について準 用する。この場合において、第4条第2項中「同条 項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関 に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村 長」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告)

第26条 略

よる公告について準用する。この場合において、同 公告について準用する。この場合において、同項中 「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係 地域」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧及び公表)

る評価書等の縦覧及び公表について準用する。この 第3号中「条例第4条の4に規定する地域」とある のは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の送付)

第35条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第32 2 第4条第2項の規定は、条例第32条の規定により する。この場合において、第3条の2第2項中「同 長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の送付)

第36条 略

2 第3条の2第2項及び第3項の規定は、条例第33 2 第4条第2項の規定は、条例第33条第1項の規定 て準用する。この場合において、第3条の2第2項 中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係 規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」 市町村長」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての公告)

第36条の2 条例第33条の2の規則で定める事項は、 次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) その他参考となる事項
- 2 第3条の3第2項の規定は、条例第33条の2の規 定による公告について準用する。この場合におい て、同項中「条例第4条の4に規定する地域」とあ るのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の縦覧及び公表)

第36条の3 第3条の4の規定は、条例第33条の2の 規定による事後調査報告書の縦覧及び公表について

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 <u>第3条の4</u>の規定は、条例第25条の規定によ|第27条 <u>第6条</u>の規定は、条例第25条の規定による評 価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合 場合において、第3条の4第1項第3号及び第2項 において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中 「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係 地域」と読み替えるものとする。

第5章 対象事業の内容の修正等

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の送付)

第35条 略

条の規定による事後調査計画書の送付について準用 送付する事後調査計画書の部数について準用する。 この場合において、同項中「同条に規定する市町村 条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村 長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるも のとする。

(事後調査報告書の送付)

第36条 略

条第1項の規定<u>による</u>事後調査報告書の送付につい により送付する事後調査報告書の<u>部数</u>について準用 する。この場合において、第4条第2項中「同条に と読み替えるものとする。

準用する。この場合において、第3条の4第1項第 3号及び第2項第3号中「条例第4条の4に規定す る地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるも のとする。

第8章 都市計画に定められる対象事業等の特

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100 第38条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100 号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として 同法の規定により都市計画に定められる場合におけ る当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市 計画に定められる場合における当該都市施設に係る 対象事業については、条例第4条の2から第30条ま での規定により行うべき環境影響評価その他の手続 は、次項から第41条までに定めるところにより、当 該都市計画を定める者(以下「都市計画決定権者」 という。) が当該対象事業の事業者に代わって、当 該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行う ことができる。この場合において、条例第27条第1 項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評 2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評 価その他の手続を行う場合における条例第4条の2 から第30条まで(第27条第1項第3号及び第2項を 除く。) の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条の	事業者	都市計画決定権者
2及び第		
4条の3		
各号列記		
以外の部		
分		
第4条の	事業者	都市計画決定権者
3第1号		の名称並びに事業
		者
第4条の	事業者	都市計画決定権者
4から第		
4条の8		
まで及び		
第5条各		
号列記以		

第7章 都市計画に定められる対象事業等の特

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として 同法の規定により都市計画に定められる場合におけ る当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市 計画に定められる場合における当該都市施設に係る 対象事業については、条例第5条から第30条までの 規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、 次項から第41条までに定めるところにより、当該都 市計画を定める者(以下「都市計画決定権者」とい う。) が当該対象事業の事業者に代わって、当該都 市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うこと ができる。この場合において、条例第27条第1項第 3号及び第2項の規定は、適用しない。

価その他の手続を行う場合における条例第5条から 第30条まで(第27条第1項第3号及び第2項を除 く。) の規定の適用については、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

第5条4 号列記』 外の部分		都市計画決定権者

外の部分		
第5条第	事業者	都市計画決定権者
1号		の名称並びに事業
		者
第5条第	事業者	都市計画決定権者
6 号		
略		

評価その他の手続を行う場合における第3条の2か ら第33条までの規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の	事業者	都市計画決定権者
2第3項		
第3条の	事業者	都市計画決定権者
3 第 1 項		の名称並びに事業
第1号		者
第3条の	事業者	都市計画決定権者
3 第 2		
項、第3		
条の4、		
第3条の		
7 第 2 項		
及び第3		
条の8第		
1号		
略		
第6条の	略	
2		
略	I	
第6条の	略	
5 第 1 項		
第2号及		
び第2項		

第5条第	事業者	都市計画決定権者
1号		の名称並びに事業
		者
略		

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響 3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響 評価その他の手続を行う場合における第4条から第 33条までの規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

	に拘りる子りとすべ	
第4条第	事業者	都市計画決定権者
2項		
略		•
第 5 条 第	略	
2項、第		
6 条第 1		
項第1号		
及び第4		
号並びに		
第2項第		
1号並び		
<u>に</u> 第6条		
<u>の</u> 2		
略	<u> </u>	
第6条の	略	
5 第 1 項		
第2号及		
び第2項		
並びに第		
9条第2		
<u>項</u>		

(事業者の行う環境影響評価との調整)

- 第40条 事業者が条例第4条の4の規定により配慮書 第40条 事業者が条例第6条の規定により方法書を送 を送付してから条例第7条の規定による公告を行う までの間において、当該送付に係る対象事業につい て第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環 境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、 都市計画決定権者は、事業者、知事並びに配慮書及 び方法書の送付を受けた市町村長にその旨を通知し なければならない。この場合において、事業者は、 その通知を受けた後、当該事業に係る方法書を作成 していない場合にあっては配慮書及び条例第4条の 8第1項の書面を、方法書を既に作成している場合 にあっては当該方法書を直ちに都市計画決定権者に 送付しなければならない。
- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業 者が行った計画段階配慮事項についての検討その他 の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、 事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に 対して行われたものとみなす。
- ら条例第15条の規定による公告を行うまでの間にお いて、これらの公告に係る対象事業について第38条 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評 価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画 決定権者は、事業者、知事並びに配慮書、方法書及 び準備書の送付を受けた市町村長にその旨を通知し なければならない。この場合において、事業者は、 当該対象事業に係る準備書を作成していない場合に あっては作成した後速やかに、準備書を既に作成し ている場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該 準備書を都市計画決定権者に送付しなければならな
- 4 第2項の規定は、前項後段の規定による準備書の 4 第2項の規定は、前項後段の規定による準備書の 送付が行われる前の手続について準用する。この場 合において、同項中「計画段階配慮事項についての 検討」とあるのは、「環境影響評価」と読み替える ものとする。
- 5 略

(事業者の協力)

第41条 略

2 都市計画決定権者は、第38条第1項の規定を適用 2 都市計画決定権者は、第38条第1項の規定を適用

(事業者の行う環境影響評価との調整)

付してから条例第7条の規定による公告を行うまで の間において、当該方法書に係る対象事業について 第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境 影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都 市計画決定権者は、事業者にその旨を通知しなけれ ばならない。この場合において、事業者は、その通 知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権 者に送付しなければならない。

- 者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決 定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行わ れた手続は都市計画決定権者に対して行われたもの とみなす。
- 3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってか 3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってか ら条例第15条の規定による公告を行うまでの間にお いて、これらの公告に係る対象事業について第38条 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評 価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画 決定権者は、事業者並びに知事及び関係市町村長に その旨を通知しなければならない。この場合におい て、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成し ていない場合にあっては作成した後速やかに、準備 書を既に作成している場合にあっては通知を受けた 後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付し なければならない。
 - 送付が行われる前の手続について準用する。

5 略

(事業者の協力)

第41条 略

しないときは、事業者に対し、条例<u>第4条の2</u>から しないときは、事業者に対し、条例<u>第5条</u>から第34

第34条までの規定により行うべき環境影響評価その 条までの規定により行うべき環境影響評価その他の 他の手続について、事業者が行うよう求めるものと する。

第9章 雑則

別表第1 (第2条関係)

事業の種類	特別地域
略	
3 条例別表第2	ア略
号及び第7号か	イ 湖山池水質管理計画の対
ら第10号までに	象地域
掲げる事業	
	ウ 東郷池水質管理計画の対
	象地域
	<u>工</u> 略
4 条例別表第5	ア略
号に掲げる事業	イ 湖山池水質管理計画の対
(風力発電所の	象地域
設置及び変更の	ウ 東郷池水質管理計画の対
事業を除く。)	象地域
並びに同表第6	<u>工</u> 略
<u>号</u> 、第11号、第	<u>才</u> 略
12号及び第14号	
に掲げる事業	
略	

別表第2(第3条関係)

事業の	一般地域における対象事	特別地域におけ	
種類	業の要件	る対象事業の要	
		件	
略			
5 🗳	略		
例 另	カ 火力発電所(地熱を	火力発電所(地	
表第	利用するものに限	熱を利用するも	
5 長	る。)の変更の事業で	のに限る。)の	
に排	あって、出力が10,000	変更の事業であ	
げる	キロワット以上である	って、出力が	
事業	発電設備を新設するも	7,500キロワッ	
	0	ト以上である <u>発</u>	
		電設備を新設す	
		るもの	
	キ 出力が1,500キロワ	出力が1,500キ	
	ット以上である風力発	ロワット以上で	
	電所の設置の事業	ある風力発電所	
		の設置の事業	

手続について、事業者が行うよう求めるものとす

第8章 雑則

別表第1 (第2条関係)

	±₩の1€1	æ		44 미니니아 나무
	事業の種類	浿		特別地域
B	佫			
3	条例別表	第 2	ア	略
-	号及び第7	号か	イ	湖山池及びその流域 (以
	ら第10号ま	でに	J	下「湖山池流域」とい
1	掲げる事業		3	<u>5。)</u>
			ウ	略
4	条例別表	第 5	ア	略
-	号 <u>、第6号</u>	<u>·</u> 、第	イ	湖山池流域
]	1号、第15	2号及		
Ĭ	び第14号に	掲げ		
,	る事業			
			ウ	略
			エ	略
В	 佫		1	

別表第2(第3条関係)

事業の	一般地域における対象事	特別地域におけ
種類	業の要件	る対象事業の要
		件
略		
5 条	略	
例 別	カ 火力発電所(地熱を	火力発電所(地
表 第	利用するものに限	熱を利用するも
5 号	る。)の変更の事業で	のに限る。)の
に掲	あって、出力が10,000	変更の事業であ
げる	キロワット以上である	って、出力が
事業	発電施設を新設するも	7,500キロワッ
	Ø	ト以上である <u>発</u>
		電施設を新設す
		るもの

l		ク 風力発雷所σ	変更の	風力発電所の変	ĺ	1 1		
				更の事業であっ				
				て、出力が1,500				
				キロワット以上				
		するもの	1 亿 利 以	である発電設備				
		9000		を新設するもの				
	略			を利取り ひもの		略		
	備考略					備考略		
见		「 (第20条関係)			見		第20条関係)	
סי.	対象事業		壬結な	経ることを要し	Л	対象事業	事業の諸元	手続を経ることを要し
	の区分	要来 7 帕儿		正の要件		の区分	事業の船九	ない修正の要件
	略		ない。	此の女圧		略		ない修正の女件
	10 別表	略				10 別表	略	
		対象事業実施区	修正前	の対象車業宝施				修正前の対象事業実施
		域の位置		ら300メートル以			域の位置	区域から300メートル以
	のオ又			ら300メードル以 た区域が新たに		のオ又	※ソロル 但	上離れた区域が新たに
	いォス はカに			た区域が利 たに 業実施区域とな		はカに		対象事業実施区域とな
	該当す		対象争らない			該当す		対象事業
			りない	_ C o		る対象		9/21/20
	多対象事業					事業		
		 発電所の出力	双重正	の出力が10パー		尹禾		
	第2の			以上増加しない				
	5の項		こと。	以上増加 しない				
		対象事業実施区		の対角東紫宝族				
		. 対象争業 天旭区 . 域の位置		ら300メートル以				
	該当す			ら300メードル以 た区域が新たに				
				た				
	る対象 事業		対象争らない					
			りない	<u> </u>		11 吹		
	12 略 13 略					<u>11</u> 略 <u>12</u> 略		
	14 略					13 略		
	15 略					14 略		
	16 略					15 略		
	<u>17</u> 略					<u>16</u> 略		
		 (第31条関係)			Liv **P			
	対象事業		手続を	 経ることを要し		対象事業	事業の諸元	手続を経ることを要し
	の区分	7 210 - 110		更の要件		の区分	1 214 1 812 1	ない変更の要件
	略	I				略		1
	10 別表	略				10 別表	略	
		蒸気井又は還元	蒸気井	又は還元井が100			蒸気井又は還元	蒸気井又は還元井が100
	5の項	(井の位置	メート	ル以上移動しな		5の項	井の位置	メートル以上移動しな
	のオ又		いこと。	,		のオ又		いこと。
	はカに					はカに		
	該当す					該当す		
	る対象					る対象		
		1	1		I	1	l	ı l

事業		
11 別表	発電所の出力	発電所の出力が10パー
第2の		セント以上増加しない
5の項		こと。
のキ又	対象事業実施区	修正前の対象事業実施
はクに	域の位置	区域から300メートル以
該当す		上離れた区域が新たに
る対象		対象事業実施区域とな
事業		らないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル
		以上移動しないこと。
<u>12</u> 略		
13 略		
<u>14</u> 略		
15 略		
<u>16</u> 略		
<u>17</u> 略		

様式第1号の3 (第4条関係)

年 月 日

職氏名様

住 所 氏 名

(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類 を送付します。

2110870	
略	
条例第6条に規	
定する地域	
略	
対象事業を実施	
するにつき必要	
な許認可等の種	
類	
略	

備考 略

様式第2号(第8条関係)

博	業		
<u>11</u>	略		
<u>12</u>	略		
<u>13</u>	略	 	
14	略		
<u>15</u>	略		
16	略		

様式第1号 (第4条関係)

月 日

職氏名様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添 を送付します。

略	
環境影響を受け	
る範囲であると	
認められる地域	
略	
対象事業を実施	
するにつき必要	
な <u>許可等</u> の種類	
略	

備考 略

様式第2号(第8条<u>第18条</u>関係)

年 月 目

囙

職氏 名 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書

[方法書]

のとおり同条例第8条第1項の規定により述べられたより、別添のとおり同条例第8条第1項(第17条第1 意見の概要を送付します。

対象事業の名称					
意見書提出件数					
意見の概要					
連絡先	電話番号:				
*受付年月日	年 月	目	*備考		

備考 略

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

職氏名様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価準備書送付書

のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類 のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類 を送付します。

略	
対象事業を実施	
するにつき必要	
な <u>許認可等</u> の種	
類	
略	

備考 略

職氏 名 様

住 所

氏 名

囙

日

年 月

(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書

鳥取県環境影響評価条例第9条の規定により、別添 鳥取県環境影響評価条例第9条(第18条)の規定に 項)の規定により述べられた意見の概要を送付しま す。

対象事業の名称				
意見書提出件数				
意見の概要				
意見に対する事				
業者の見解				
連絡先				
		í	電話番号:	
*受付年月日	年 月	日	*備考	

備考 略

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

職氏名様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価準備書送付書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添 鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添 を送付します。

略	
対象事業を実施	
するにつき必要	
な <u>許可等</u> の種類	
略	

備考 略

様式第5号(第21条、第24条関係)	様式第5号(第21条、第24条関係)
年 月 日	年 月 日
職氏名様	職氏名様
住 所	住 所
氏 名 印	氏 名 印
(法人にあってはその名称、代表者の	(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名及び主たる事務所の所在地)
環境影響評価書送付書	環境影響評価書送付書
鳥取県環境影響評価条例第21条(第23条第3項)の	鳥取県環境影響評価条例第21条(第23条第3項)の
規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを	規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを
要約した書類を送付します。	要約した書類を送付します。
略	略
関係地域	関係地域
	意見書の提出先
対象事業を実施	対象事業を実施
するにつき必要	するにつき必要
な許認可等の種	な許可等の種類
類	
略	略
備考略	備考略
様式第6号(第24条関係)	様式第6号(第24条関係)
年 月 日	年 月 日
職氏名様	
住所	住 所
氏 名 印	上
(法人にあってはその名称、代表者の	(法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名及び主たる事務所の所在地)
八石及び土たる事務所の所任地	氏石及び主たる事務所の所任地/
環境影響評価書補正不要通知書	環境影響評価書補正不要通知書
鳥取県環境影響評価条例第23条第3項の規定によ	 鳥取県環境影響評価条例第23条第3項の規定によ
り、環境影響評価書の補正を必要としないと認めます	
ので通知します。	ので通知します。
略	略
関係地域	関係地域
IN MAGAN	意見書の提出先
対象事業を実施	対象事業を実施
するにつき必要	するにつき必要
かいたのである。	な許可等の種類

略

備考 略

略

備考 略

様式質	育12 号	(第	37条	:関係))					様	民式質	育12号	· (第	5 37	条関	係)						
							年	月	目										年		月	日
職	氏	名	様								職	氏	名		様							
				住	所											住	所					
				氏	名				印							氏	名					印
			(法	人に	あっ~	てはそ	その名	称、亻	代表者の					(法人	にる	あつ	ては	その	名利	r、代	表者の
			氏	名及	び主が	たる!	事務所	の所で	生地)						氏名	及で	び主だ	たる	事務	折σ	所在	地)
			-	工事完	三了届	出書									工事	事完	了届	出書	書			
鳥耳	文県環	境影	響評	価条	例 <u>第3</u>	8 <u>4条</u> 0	の規定	により	り、次の		鳥耳	文県環	境影	響	評価	条例	列 <u>第3</u>	31条	の規定	定に	こより	、次の
とおり	角は	出ま	す。							ح	おり)届け	出ま	す	0							
	略											略										
備	考	各									備	考	各									

ı

第2条 鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を次のように改める。

別表第5の次に次の2様式を加える。

様式第1号(第3条の2関係)

年 月 日

職 氏 名 様

I

住 所 氏 名 印 (法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価配慮書送付書

鳥取県環境影響評価条例第4条の4の規定により、別添のとおり環境影響評価配慮書及びこれを要約した書類を送付します。

対象事業の名称				
対象事業の種類				
及び規模				
事業実施想定区域				
条例第4条の4に				
規定する地域				
意見書の提出先				
対象事業を実施				
するにつき必要な				
許認可等の種類				
連 絡 先				
				電話番号:
*受付年月日	年	月	目	*備考

備考 *印の欄には記入しないこと

年 月 日

職 氏 名 様

住 所 氏 名 印 (法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)

住民意見概要書送付書 [配慮書、準備書]

鳥取県環境影響評価条例第4条の7 (第18条) の規定により、別添のとおり同条例第4条の6 (第17条第1項) の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を送付します。

対象事業の名称	
意見書提出件数	
意見の概要	
意見に対する	
事業者の見解	
連 絡 先	
	電話番号:
*受付年月日	年 月 日 *備考

備考 *印の欄には記入しないこと

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。